

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)235	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	損害金等	原審事件番号	昭和 50(ネ)21
裁判年月日	昭和 56 年 9 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 12 月 11 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 133 号 401 頁		

判示事項	保安林指定のある山林の売買につき売主に瑕疵担保責任があるものとされた事例
裁判要旨	宅地造成を目的とする売買の対象土地が森林法による保安林指定区域内に存するため買主が右売買の目的を達成できなくなった場合において、買主が不動産取引に通曉せず、かつ、登記簿上の地目が保安林ではなく、売主及び仲介業者からも右指定を知らされていなかったなど、原判示の事実があるときは、売主は瑕疵担保責任を負うべきである。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人早川淳の上告理由第一ないし第三及び上告理由書一頁記載の第四について所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として肯認することができ、 <u>右事実関係のもとにおいて、保安林指定のある本件山林の売買につき上告人に売主の瑕疵担保責任があるものとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。</u> 論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。
	同上告理由書二頁記載の第四について 本件記録に徴すると、上告人から所論引換給付を求める旨の抗弁が提出されていないことが明らかであるから、上告人に対して金員の支払につき引換給付を命じなかつた原判決には所論の違法はなく、論旨は採用することができない。
	よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。
	(裁判長裁判官 横井大三 裁判官 環昌一 裁判官 伊藤正己 裁判官 寺田治郎)

※参考：判例タイムズ 453 号 70 頁、判例時報 1019 号 73 頁、金融商事判例 633 号 3 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO571 頁